

期日指定定期預金

令和5年4月3日現在

1. 商品名	・期日指定定期預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年（据置期間1年） ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヶ月前までに通知が必要です ・預入時の申し出により、最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利継続）の取り扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・全部または一部について、指定していただいた満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の当金庫ホームページ表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における当金庫ホームページ表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年の複利計算
7. 税金	・令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）
8. 手数料	
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客様は、マル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率（※）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	・金利は当金庫ホームページまたは窓口にてご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9時～17時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
13. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書き替え継続日における普通預金利率により計算します ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）

（※）預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て）

預入期間	中途解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%
1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%
2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%